

「アクション・プラン」推進委員会(第8回)の開催結果について

- 1 開催日時：平成 24 年 5 月 16 日（水）17:30～18:30
- 2 場 所：内閣府地域主権戦略室会議室
- 3 出席者：別紙名簿のとおり
- 4 議 事：国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について

○ 「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）」（P15 別添資料 1-1）について議論が行われた。

○ 主な発言要旨

（井戸連合長）

- ・ 関西広域連合意見（P5 別添資料）に基づき説明。

（嘉田国出先機関対策委員長）

- ・ 5／7に経済界等と共催でシンポジウムを開催した。経済界はグローバル経済が拡大する中で、日本の分権化が進まないことに危機感を持っている。
- ・ もはや国民は中央集権を求めている。成熟社会になって時代が地域主権改革を求めている。だからこそ、民主党は出先機関の原則廃止をマニフェストに掲げたはず。国民の期待に応じ、政治主導で進めていただきたい。
- ・ 骨子案は、基本理念以外は、いかに地域を縛るかということが見受けられる。基本理念を実現できるよう政治主導で法制化を進め、この通常国会に提案していただきたい。

（飯泉徳島県知事）

- ・ 区域のあり方について、四国の場合は出先機関の管轄区域が中国四国にまたがっていることがあり、柔軟に対応して欲しい。
- ・ 対象機関については、3 機関以外についても加えて欲しい。
- ・ 国の関与について、地方の力が最大限に発揮できるように最小限のところをお願いしたい。
- ・ 人員移管については、移譲の前に一定の合理化（精査）をぜひ行っていただきたい。
- ・ 財源措置については、向こう 3 か年あるいは 5 か年平均の財政的規模で移管していただくなど客観的な指標を法定化していただきたい。

（尾崎高知県知事）

- ・ 地域主権改革の目的は、事務の効率化もあるが効果的に行うこと。対象機関の選択も事務の遂行も地域によって違うため、国が一律に縛るという体制にならないようすべき。
- ・ 骨子案では、政令で決めるというものも多い。その中で特に重要な部分（計画の同意の基準や財源措置の仕方など）は、すり合わせをしておかないと同床異夢になりかねない。

(広瀬大分県知事)

- ・法案を早期に出していただくことが大事。
- ・移譲の例外の事務が多く残って、ミニ経産局などが残ることがないようにしてほしい。
- ・持ち寄り事務を条件化するのではなく、地域の自主性・主体性に任せてほしい。
- ・財源が絞られることがないよう制度的な担保等をお願いしたい。

(北神経済産業大臣政務官)

- ・3機関だけを対象とするのはおかしい。政府では今後全体として改革する方針であるので、対象となる出先機関全てを書くべきである。
- ・持ち寄りは義務にすべき。やはり効率化という観点から行政の簡素化は重要。まさに改革そのものであり、大所高所の見地に立って法律の義務化を強く要請したい。
- ・個別の事務の列挙により、法案の提出が遅れるということでは本末転倒である。まずは大枠の法案を通し、それから個別の移譲すべき事務については丁寧に論議を進めていくべき

(津川国土交通大臣政務官)

- ・出先機関を原則廃止するところから我々は議論しているところ。色々言って、結局何かが残るといことは想定していない。国の関与について強化するつもりも全くなく最小限であるべきだが、個別に細部をしっかりと詰めていく必要がある。
- ・一級河川・国道等基幹的インフラの管理について、国の責任は変えないということを前提にする以上は、当然例外的な部分は出てくる。
- ・以下、骨子案について何点か指摘したい。
 - ・管轄区域から除く区域は「政令で定める」となっているが、「別に法律で定める」としていただきたい。
 - ・持ち寄り、事務の効率化から一定程度必要。一級河川の県管理区間、指定区間外国道の管理などは特定広域連合が一体的に行うよう義務付けするほうが良い。
 - ・「国の関与」について、機関委任事務の復活は想定していないが、現行の法定受託事務ではカバーしきれないところは追究する必要がある。並行権限行使についても記載してほしい。
 - ・「実行計画」については、方針・計画に基づいて策定するということを明確にしてほしい。
 - ・現在の出先機関の災害対応を弱体化させてはいけなし。広域連合の職員に対する直接指揮などを設けていただきたい。

(上田埼玉県知事)

- ・骨子案の「目的」に、「出先機関の原則廃止」を入れるべき。事務の移譲を推進し、行政の効率化を図るでは、中身が小さい。
- ・「政令で定める」という形は「地雷」のような気がする。解釈に行政裁量がある以上、それは最低限にして地方分権を信用するという立場に立った方がよい。

(高山環境大臣政務官)

- ・地域の自主性も大事だが、行政の効率化で言えば二重行政が一番問題。丸ごと移管というが、どうしても国の仕事というものはある。事務所を残す・残さないが目的ではなく、そもそも国と地方の役割分担をすることが必要。

- ・早く具体的にどう移譲するのかというところに話を進めてもらいたい。

(川端内閣府特命担当大臣)

- ・「9合目を持って、道半ばとする」という思い。ことで、道半ばの議論がたくさんある。「難しくなったら原点に戻れ」とよく言われる。地域主権戦略大綱、アクション・プランに基づいて、どうしてもこれをやり遂げなければならない。
- ・今日の議論を踏まえて、関係府省には条文化した形で改めて意見照会を伺いたい。
- ・以下、本日のいくつか論点の中で私の所見を述べておきたい。
 - ・機関委任事務の復活があってはいけない。これは大原則だと思っている。
 - ・事務の持ち寄りについては、行政の効率化、効果的を前提としつつ、持ち寄りが条件となるということではないと思っている。
 - ・対象範囲であるが、いろんな経過の中で、3機関を当面の移譲対象候補とし、第1弾としてやらせて頂きたい。
 - ・国の関与については、従来のメルクマールに左右されない特例的な法定受託事務を設け、国による関与を必要に応じて柔軟に設けるということで、新たな事務区分を創設するのと同様の効果がある。各府省にはそれでも移譲できないのか改めて検討頂きたい。
 - ・今後、私が関係大臣と直接会って最終的な折衝をさせて頂くことも含めて、引き続き調整を続けていきたい。
 - ・市町村の意見反映の在り方については、特定広域連合の構成団体の長の方々と、市町村関係者の方々が、幅広く意見交換できるような仕組みを作りたい。引き続き検討をしたい。
 - ・総理の出先機関原則廃止への思いはいささかの揺るぎもなく、そのリーダーシップの下で進めて頂いている。
- ※（ぶら下がり取材における発言）次回は法案の形で示したい。

平成 24 年 5 月 16 日
関西広域連合

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）」 に対する関西広域連合意見

1 国出先機関原則廃止の基本的考え方

○ 政府方針「国出先機関の原則廃止」に対応する関西広域連合

国出先機関の原則廃止（抜本的な改革）は、閣議決定を経た政府の方針であり、関西は自らその受け皿となる広域連合を設立するなど、政府と連携をしながら真摯に取り組みを進めてきた。

○ 丸ごと移管により実現

国と地方の二重行政を解消し、地域における課題を地域自らの意思と責任で解決するとともに、事務の仕分けにいたずらに時間を費やし、とん挫してきたこれまでの改革の轍を踏まないためにも、関西は国出先機関の‘丸ごと’移管を求めてきた。

改革の目的は、住民に身近な行政をできる限り地方に委ね、地域における行政を地方が自主的かつより総合的に実施できるようにすることにある。そのためには、受け皿となる組織の自主性及び自立性が十分に発揮されることが肝要となる。

○ 事務区分や国の関与については柔軟に対応

一方で、移管対象となる国出先機関の事務等が、関西をはじめ移管を受けようとする地域以外では、当分の間、引き続き国の事務となることから、関係各省等の意見も踏まえ、原則として法定受託事務とすることや、地方自治法の範囲で最低限の国の関与を設けることについては、柔軟に考えている。

○ 関係各省は改革の本来の目的を見失っているのか

しかるに、今回提示された「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）」に対する関係各省の意見のなかには、構成団体からの事務の持ち寄りの義務づけ、所管大臣の指示に従わない場合の裁判を経ない代執行や、特定広域連合職員への直接的な指揮命令などを求めるものがある。

○ 政府の果敢なリーダーシップを

このような各省の意見は、地域の自主性や自立性を全く尊重しておらず、我々として到底容認できるものではない。政府としては、改革本来の目的を見失うことなく、政治的なリーダーシップを発揮し、今国会での法律案提出に向け、早急に取り組みを進めていただくようお願いする。

2 改革を進めるための留意点（詳細は別紙参照）

国出先機関原則廃止の本来の目的を達成するには、次のような点に留意し法律案を策定する必要。

- （１） 特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。
- （２） 移譲の例外事務は最小限とし、例外とする事務がある場合も本省に引き上げるべき。
- （３） 事務の持ち寄りについては、地方の自主性に任せるべき。
法律で持ち寄りを義務づけ、事務等移譲計画の認定を左右するようなことがあってはならない。
- （４） 国の関与は、地方自治法の規定する範囲で必要最小限のものとすること。
機関委任事務の復活は認めない。
- （５） 執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。
- （６） 緊急時には、国からの指示や要請に真摯に対応する。
あわせて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。
- （７） 財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた‘丸ごと’移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。
また、財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続きを整えるべき。

改革を進めるための留意点（詳細）

（１） 移管対象となる国出先機関の管轄区域

特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。

- ◆ 「移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととするものとしての相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）（略）」の「相当の合理性」については柔軟な判断をすべき。

（２） 移譲の例外

移譲の例外事務は最小限とし、例外とする事務がある場合も本省に引き上げるべき。

- ◆ 移譲対象事務とする事務は、「経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所に係る事務等のうち政令で定めるものとする」とあるが、地域主権戦略会議で了承された「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」にあるように、移譲対象出先機関単位で全ての事務等を移譲とすることを基本とすること。
- ◆ 仮に、例外とする事務がある場合も最小限とし、本省へ引き上げること（移譲対象となる出先機関は廃止すること）。
- ◆ 政令への委任を改革先送りの口実にされないよう、移譲対象となる事務等の根拠を定める法律名を網羅的に記載するなどの取扱いとすること。

（３） 事務の持ち寄り

事務の持ち寄りについては、地方の自主性に任せるべき。

法律で持ち寄りを義務づけ、事務等移譲計画の認定を左右するようなことがあってはならない。

- ◆ 事務等移譲計画に規定すべき事項として、「移譲事務等と併せて実施しようとする特定広域連合を組織する地方公共団体の当該移譲事務等に関連する事務等に関する事項」とあるが、特定広域連合に持ち寄る事務の具体的内容等は、特定広域連合とその構成団体の自主性に任せるべき。
- ◆ 持ち寄り事務の内容により、事務等移譲計画の認定が左右されることがあってはならない。

(4) 国の関与

国の関与は、地方自治法の規定する範囲で必要最小限のものとすること。機関委任事務の復活は認めない。

- ◆ 国の関与については、所管大臣が「政令で定めるものに関し、政令で定めるところにより、必要な関与」をすることができる」と規定されているが、関与の程度は、現行の地方自治法が規定する範囲とし、必要最小限のものとすること。
- ◆ 「特定広域連合等の長が行うこととされる事務（政令で定めるものを除く。）（略）」の「政令で定める事務」について、自治事務、法定受託事務以外の新たな事務類型を認めるものであってはならない。

(5) 広域連合の組織

執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。

- ◆ 特定広域連合委員会への意見聴取（８②）、移譲事務等補佐役の設置（８③）など、広域連合の組織及び執行体制について細かく規定し、義務づけをしているが、広域連合の執行機関、組織の在り方は特定広域連合の自主組織権に委ねるべきであり、法定すべきではない。
- ◆ 特に、移譲事務等補佐役は「事務等移譲計画毎に移譲事務等補佐役を置くものとする」とあり、同補佐役は１名でよいのか、移譲対象となる特定地方行政機関ごとに複数設置を義務づけるのか不明。
- ◆ 移管後においては、特定地方行政機関ごとの組織や現在の広域連合の事務局を超えて、会計・人事等の総務部門を一元化するなど組織の効率化を図ることも必要と考えているが、そのような取組がこの規定により阻害されることはないと考えて良いか。

(6) 緊急時対応

緊急時には、国からの指示や要請に真摯に対応する。
あわせて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。

- ◆ 大規模災害等の非常事態の場合においては、特定広域連合の長から移譲対象特定行政機関を管轄していた行政機関の長、その他の関係機関の長等に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請できるようにすること。

(7) 財政上の措置

財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた“丸ごと”移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。

財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続きを整えるべき。

- ◆ 「必要な財政上の措置を講ずるものとする」との記載ぶりは、具体性を欠き不十分。
事務事業や組織人員とあわせ、財源も‘丸ごと’移管すべきであり、住民福祉の向上確保の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。
- ◆ 財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して必要な措置の要請ができるよう手続きを整えるべき。

「アクション・プラン」推進委員会（第8回）出席者名簿

（推進委員会構成員）

委員長	川端 達夫	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
委 員	上田 清司	埼玉県知事
	北川 正恭	早稲田大学大学院教授
	後藤 斎	内閣府副大臣
	福田 昭夫	総務大臣政務官

（関係府省出席者）

内閣府	園田 康博	内閣府大臣政務官
総務省	森田 高	総務大臣政務官
法務省	萩本 修	大臣官房審議官
厚生労働省	津田 弥太郎	厚生労働大臣政務官
農林水産省	仲野 博子	農林水産大臣政務官
経済産業省	北神 圭朗	経済産業大臣政務官
国土交通省	津川 祥吾	国土交通大臣政務官
環境省	高山 智司	環境大臣政務官

（関係知事等）

関西広域連合	井戸 敏三	兵庫県知事（関西広域連合長）
	嘉田 由紀子	滋賀県知事（関西広域連合 国出先機関対策委員会 委員長）
四国知事会	飯泉 嘉門	徳島県知事（四国知事会 常任世話人）
	尾崎 正直	高知県知事（四国知事会 四国4県広域連携事務局）
九州地方知事会	広瀬 勝貞	大分県知事（九州地方知事会 会長）
沖縄県	上原 良幸	副知事

